当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。	当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。
三・四　（略）	三・四　（略）
第二～第四　（略）	第二～第四　（略）
第五　撤退負担金	（新設）
一　料金の算定は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とするが、料金の算定後、需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましい。	
二　撤退負担金の額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。	
三　撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。	

○国土交通省告示第四百二十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行並びに国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）の一部の施行に伴い、核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示及び自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領の一部を改正する告示

（核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部改正）

第一条　核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成二年運輸省告示第五百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申告書に記載する事項等）	（申告書に記載する事項等）
第十一条の六　規則第十七条の二第十項第一号ロに規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。	**第十一条の六**　規則第十七条の二第十項第一号ロに規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。
（表　略）	（表　略）
注	注
1　第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。	1　第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるか否かを判断すること。
イ　次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴	イ　次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）	(3)　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）
(4)～(6)　（略）	(4)～(6)　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴	ハ　イ及びロに掲げるもののほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあっては、その具体的な犯罪歴
ニ　（略）	ニ　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）